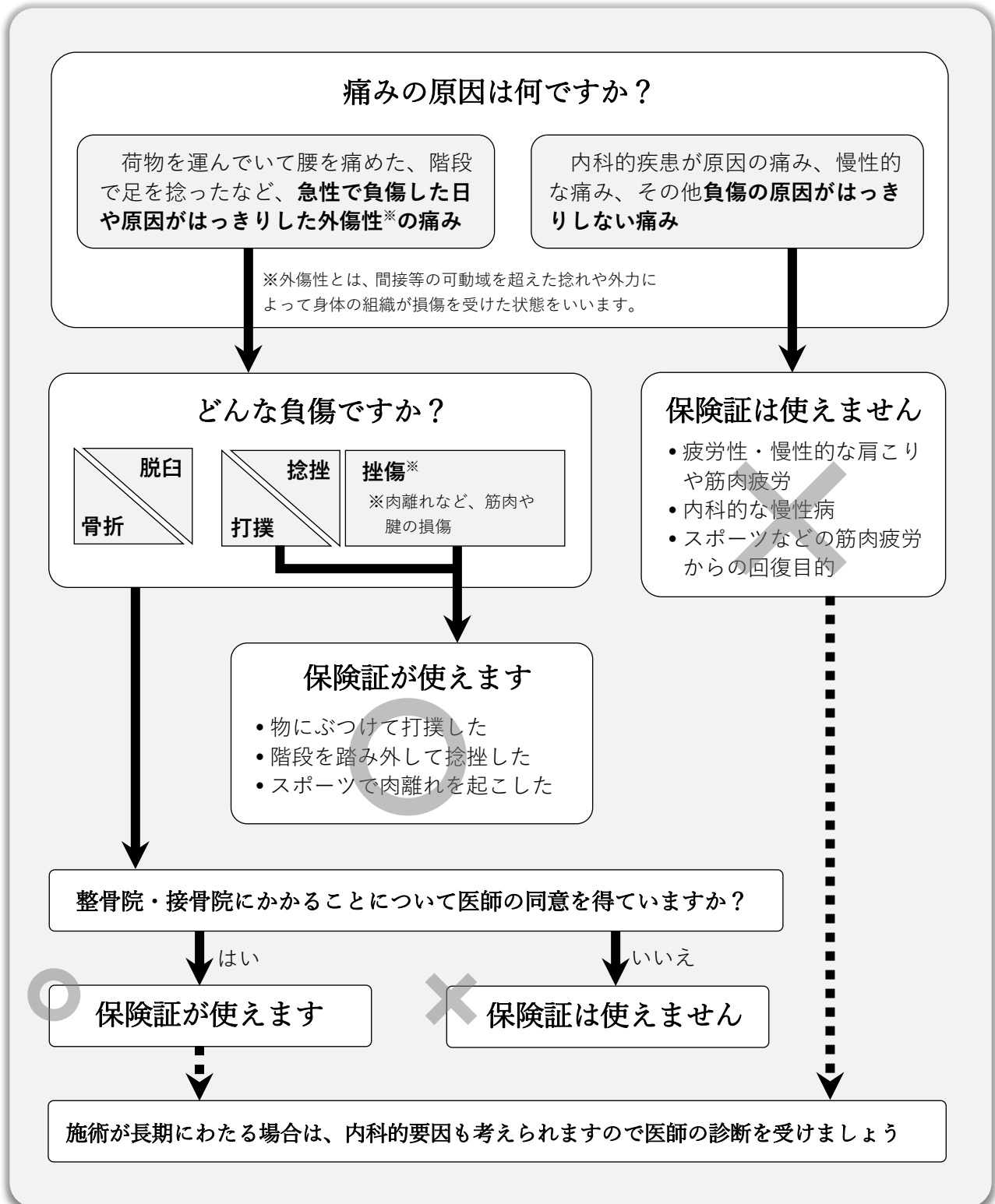


整骨院（柔道整復師）・接骨院のかかり方

被保険者の
みなさまへ

保険証を使って整骨院等にかかる場合は、健康保険などの公的医療保険から療養費としてその一部が支払われます。

ただし、急性で負傷した日や原因がはっきりしているケガのみ、当組合が保険者負担分をお支払いしますが、すべての施術が対象となるわけではありませんので、ご注意ください。



施術を受けるときの注意事項



負傷した原因を正確に伝えましょう！

- 負傷原因を正確に伝えないと整骨院等も保険適用ができるかの判断ができませんので、いつ、どこで、どのように負傷したかを正確に伝えてください。



同一部位の医療機関との治療の重複はできません！

- 同一の負傷で同時期に整形外科等の医療機関での治療と、整骨院等での施術を重複して受けた場合、整骨院等での施術料は全額自己負担となります。



療養費支給申請書は内容をよく確認して署名しましょう！

- 療養費支給申請書は、患者が柔道整復師に委任し、本人に代わって保険請求するための書類となります。負傷の原因、負傷名、施術した日数、金額等をよく確認して本人が署名してください。
- 白紙の申請書には、署名しないでください。



領収書は必ずもらいましょう！

- 領収書は必ずもらい、内容や金額に間違いがないかを必ず確認してください。
- 診療内容の明細書は、患者の希望により発行することが義務づけられていますので、希望することをお勧めします。



当組合からの照会書は必ず回答をお願いします！

- 当組合では、医療費適正化及び療養費の支給にあたり、内容などの照会を行っています。
- 領収書や施術内容明細書は保管しておき、必ずご本人が回答をお願いします。



通勤途中や仕事中に起きた負傷の場合

- 雇用されている方で、労働災害に該当する場合は、労災保険から給付されます。



交通事故等、第三者行為による負傷の場合

- 交通事故等による負傷の場合は、すみやかに当組合へご連絡ください。

岡山県医師国民健康保険組合

〒700-0024

岡山市北区駅元町 19 番 2 号 岡山県医師会館 5 階

電話 086-250-3170 F A X 086-251-6628

岡山県医師国保組合

検索

<https://www.ishikokuho.okayama.jp/>